

岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業
実施方針に関する質問・意見への回答

平成23年 3月18日

岡山市

実施方針への質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	2					用語の定義に、「P.25別紙-1事業スキーム図」の中の「協力企業」の定義がありませんが、「協力企業」は、特定建設工事共同事業体のメンバーとされない下請負業者という理解でよろしいでしょうか。 「協力企業」は、建設事業者から設計・建設業務のうちの一部を請負う者として図示されていますが、運営企業から運営業務のうちの一部を受託する者としての「協力企業」についても認めて頂けると考えてよろしいでしょうか。	については、ご理解のとおりです。 については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等を遵守する範囲において、ご理解のとおりです。
2	5	第1	1	(4).4)	事業期間終了時の措置	「事業者は、事業期間終了時に市の定める引継ぎ時における本施設の要求水準を満足する状態で、市に引き継ぐものとする」とありますが、「要求水準を満足する状態」であるのは、御市への引き継ぎ時点のみと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、本施設が要求水準を満たしていることの確認を経て、市に引渡された後であっても、本施設に不都合が生じ、その原因が社会通念により事業者による維持管理業務が不完全であったことにあると考えられる場合には、事業者の債務不履行が推定されます。
3	5	第1	1	(4).4)	事業期間終了時の措置	「事業者は、事業期間終了時に市の定める引継ぎ時における本施設の要求水準を満足する状態で、市に引き継ぐものとする」とありますが、引き継ぎ後、事業者は事業期間終了後の20年間何ら制約を受けることはないかと理解してよろしいでしょうか。	契約が終了している以上、当該契約による新たな債権債務が生じることはありません。なお、当該契約により清算が必要な場合には、当該契約終了後であっても清算は行われます。
4	5	第1	1	(4).4)	事業期間終了時の措置	「4)事業期間終了時の措置」に、「なお、事業者は事業期間終了時に市の定める引継ぎ時における本施設の要求水準を満足する状態で、市に引き継ぐものとする」とありますが、引継ぎ時における施設の要求水準は、平成23年5月の入札公告、入札説明書の公表時に、お示しいただけるものと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
5	5	第1	1	(4).4)	事業期間終了時の措置	事業期間終了時に市の定める引継ぎ時における本施設の要求水準を満足する状態とは、どのようなものが明確にしていだけないでしょうか。施設の経年劣化等についての判断も明確にしていけないでしょうか、御教示願います。	入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。

実施方針への質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
6	6	第1	1	(4).5).1	計画施設の概要	不用品及び再生品の展示販売での収益は資源化物の売却同様に市側が管理すると考えて宜しいでしょうか、御教示願います。	不用品及び再生品の展示販売による収入については、市の収入とします。
7	6	第1	1	(4).5).1	計画施設の概要	啓発施設 P6 6) イ 本施設の運營業務 及び P7 7) イ 本施設の運營業務に係る対価につきまして、不用品及び再生品の展示販売について、「イ 本施設の運營業務」から展示販売も事業者の業務範囲であると解釈致しますが、この場合の収益は事業者ではなく貴市に帰属するとの理解で宜しいでしょうか、御教示願います。	ご理解のとおりです。
8	6	第1	1	(4).5).1	計画施設の概要	処理不適物の搬出・処分等は事業者が行う業務範囲外と考えると宜しいでしょうか、御教示願います。	入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
9	6	第1	1	(4).5).1	計画施設の概要	太陽光発電システムはどの程度(kW/h)の内容をお考えでしょうか、御教示願います。	入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
10	6	第1	1	(4).5).1	計画施設の概要	粗大ごみ処理施設、資源選別施設につきまして、稼働時間(/日)が明記されておりませんが「5時間運転」と読替えて宜しいでしょうか、御教示願います。	施設規模に係る稼働時間は、5時間/日です。
11	6	第1	1	(4).5).1	計画施設の概要	研修のための設備とは、見学者対応の為の全般的な設備を指すのでしょうか。それとも、例えば会議室及びプロジェクター等のいわゆる座学を行なう様な設備を指すのでしょうか、御教示願います。	入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
12	6	第1	1	(4).6)	事業の対象となる業務範囲	「6)事業の対象となる業務範囲」に、事業者が行う業務範囲のみ記述されていますが、貴市と事業者の業務範囲を明確に区分するためにも、貴市が行う業務範囲についてご教示下さい。	入札公告、入札説明書等の公表時に、事業者の業務範囲を明確にします。

実施方針への質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
13	6	第1	1	(4).6)	事業の対象となる業務範囲	「6) 事業の対象となる業務範囲」に、貴市が行う業務範囲についての記述がありませんが、本施設への処理対象物の搬入（搬入物の荷降ろしを含む）、処理対象物の搬出は貴市の業務範囲であると考えてよろしいでしょうか。	処理対象物の搬入は、事業者の業務範囲外です。破碎可燃物及び破碎不燃物についての積込及び搬送は事業者の業務範囲と考えています。資源化物等については、再資源化業者への施設内引き渡し（積込まで）は事業者の業務範囲と考えています。なお、詳細については、入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
14	6	第1	1	(4).6).1	本施設の運営業務	破碎残渣、処理不適物等の運搬業務は事業者の範囲外と考えるよろしいでしょうか？	破碎残渣については、No.13の回答を参照ください。 処理不適物については、No.8の回答を参照ください。
15	6	第1	1	(4).6).1	本施設の運営業務	「6) 事業の対象となる業務範囲 イ本施設の運営業務」に「また、SPCは、啓発施設の運営業務及び見学希望者等への対応を併せて行う。」とありますが、啓発施設の運営業務には、「5) 計画施設の概要 イ計画施設の概要 啓発施設」にある「研修」が含まれるのでしょうか。また、含まれる場合には、「研修」とは具体的にどのような業務を想定されているか、ご教示下さい。	入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
16	6	第1	1	(4).6).1	本施設の運営業務	「6) 事業の対象となる業務範囲 イ本施設の運営業務」に「また、SPCは、啓発施設の運営業務及び見学希望者等への対応を併せて行う。」とありますが、見学希望者等への対応のうち、行政視察については、貴市の業務範囲であると考えてよろしいでしょうか。	行政視察の行政的な質問等の対応は、市で行います。それ以外は事業者の業務範囲とします。
17	6	第1	1	(4).6).1	本施設の運営業務	事業者は啓発施設の運営業務及び見学希望者への対応とありますが、視察や見学の受入予約等は市側で管理されると考えて宜しいでしょうか、御教示願います。	No.16の回答を参照ください。
18	6	第1	1	(4).6).1	本施設の運営業務	清掃業務、保安業務、環境管理業務等の具体的な業務範囲を御教示願います。	入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。

実施方針への質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
19	6	第1	1	(4).6).1	本施設の運営業務	啓発施設の運営業務において、不用品の修理及び再生、展示販売の具体的な業務範囲を御教示願います。	入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
20	6	第1	1	(4).6).1	本施設の運営業務	展示販売において古物商許可証等、必要な許認可をご教示願います。	入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
21	6	第1	1	(4).6).1	本施設の運営業務	修理及び再生、展示販売にはPSE表示の無い電気用品も含むのでしょうか。また、不用品をSPCが大手リサイクルショップ等に転売するのは可能でしょうか、御教示願います。	家電リサイクル法対象機器以外の電気用品で、概ね5年以内で使用に問題のないPSEマーク表示品は取り扱います。 なお、再生品の販売は市民を対象としており、民間事業者への売却は認めません。
22	6	第1	1	(4).6).1	本施設の運営業務	施設内への不法投棄、料金の未納等の経費負担は貴市の対応と考えて宜しいでしょうか、御教示願います。	不法投棄への対応については、基本的に事業者の対応としますが、事業者が善良なる管理者の注意義務を果たしており、かつ事業者において対応困難な状況の場合は、市の対応と考えています。 料金の未納については、事業者が善良なる管理者の注意義務を果たした上で、料金の未納が発生した場合は、市の対応と考えています。
23	6	第1	1	(4).6).1	本施設の運営業務	処理対象物の計量、受け入れ、料金徴収におけるクレームや意見、料金の未納や市外よりの持込等のトラブルについて、貴市の対応と考えて宜しいでしょうか、御教示願います。	事業者の業務範囲とします。なお、料金の未納については、No.22の回答を参照ください。
24	6	第1	1	(4).6).1	本施設の運営業務	見学希望者等への対応について、年間の人数や対応内容を御教示願います。	見学希望者等は、年間約20,000人を想定しています。 対応内容は、入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。

実施方針への質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
25	6	第1	1	(4).6).1	本施設の 運營業務	啓発施設の運營業務がSPCの範囲と記されておりますが、不用品・再生品の展示販売に関しては資源化物の売却と同様貴市主体で行なうものにとらえてよろしいでしょうか。 不用品発生量とその内容の規定は困難であると思われます。	No.19の回答を参照ください。
26	6	第1	1	(4).7).7	本施設の 設計・建設業務に係る対価	前払い金、部分払（出来高払）の設定は予定されているのでしょうか？	入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
27	6	第1	1	(4).7).7	本施設の 設計・建設業務に係る対価	設計・建設業務に係る対価は、前払金、部分払金の支払予定はありますでしょうか、御教示願います。	No.26の回答を参照ください。
28	7	第1	1	(4).7).1	本施設の 運營業務に係る対価	固定料金と変動料金（一般廃棄物の処理量に応じて変動）とありますが、ごみ処理量の最低保証量は設定されるのでしょうか？	入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
29	7	第1	1	(4).7).1	本施設の 運營業務に係る対価	運營業務内容については、概ね5年毎に見直す予定とありますが、業務範囲の見直しを行うということでしょうか？	現段階では、関係する法改正や市の分別基準の変更等により処理品目が変わった場合や、収集形態や技術革新等により、処理量や処理品質に大きく変化が生じた場合に、市と事業者のリスク低減や効率的な運営の確保を目的に、運營業務内容を見直すことを考えております。
30	7	第1	1	(4).7).1	本施設の 運營業務に係る対価	「なお、運營業務内容については、概ね5年毎に見直す予定である」とありますが、現在想定されている見直す内容をご教示願います。	No.29の回答を参照ください。

実施方針への質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
31	7	第1	1	(4).7).1	本施設の運営業務に係る対価	「なお、運営業務内容については、概ね5年毎に見直す予定である」とありますが、見直す内容によっては、契約金額の変更もあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	7	第1	1	(4).7).1	本施設の運営業務に係る対価	「7) 事業者の収入 イ本施設の運営業務に係る対価」に、「なお、運営業務内容については、概ね5年毎に見直す予定である。」とありますが、これは、「P.28 別紙 3 市と事業者のリスク分担表」に記載の「運営計画変更リスク」と同様のものと考えてよろしいでしょうか。また、同様であった場合、「市の事由による運営計画の変更に関するもの」は、貴市の負担とあるように、貴市の指示による見直しについての費用増大は、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。運営業務内容の見直しの方法や見直しの範囲、それに伴う対価の支払いの変更などについてご教示下さい。	については、5年毎の見直しの中に、運営計画変更も含まれます。 「また、」以降のご質問についてはご理解のとおりです。 の運営業務内容の見直しの方法、見直しの範囲、及びそれに伴う対価の支払いの変更などについては、市と事業者で公平公正な立場で協議して決定することを想定しています。
33	7	第1	1	(4).7).1	本施設の運営業務に係る対価	「7) 事業者の収入 イ本施設の運営業務に係る対価」について、委託料は年度ごとのお支払いを想定されていますか？	入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
34	7	第1	1	(4).7).1	本施設の運営業務に係る対価	物価変動に基づき・・・との項目について、物価変動を定める指針については、入札価格の公平性の観点からその要素毎による指標のご提示をお願いします。	入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
35	7	第1	1	(4).7).1	本施設の運営業務に係る対価	物価変動に基づき年1回の改定とありますが、急激な変動等があった場合は別添協議と考えて宜しいでしょうか。又、変動がない場合は改定なしと考えて宜しいでしょうか、御教示願います。	入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
36	7	第1	1	(4).7).1	本施設の運営業務に係る対価	委託料の支払いは年何回を想定していますか、御教示願います。	No.33の回答を参照ください。

実施方針への質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
37	7	第1	1	(4).7).1	本施設の運営業務に係る対価	運営業務内容について、概ね5年毎に見直す予定とのことですが、大幅な見直しの場合委託料との兼ね合いをどのように考えれば宜しいでしょうか、御教示願います。	No.31の回答を参照ください。
38	7	第1	1	(4).7).1	本施設の運営業務に係る対価	廃乾電池、廃食用油、発砲トレイ、蛍光灯の場外処分費については貴市の負担と考えて宜しいでしょうか、御教示願います。	ご理解のとおりです。
39	7	第1	1	(4).7).ウ	資源化物の取扱い	品質を高める努力を促すインセンティブの支払いとありますが、具体的にどのようなものをお考えでしょうか？	入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
40	7	第1	1	(4).7).ウ	資源化物の取扱い	「市はSPCに対して、資源化物（破碎系の鉄類及びアルミ類）の品質を高める努力を促すインセンティブの支払いを想定している」とありますが、具体的にはどのような内容、また、どの程度の支払い額を想定していますでしょうか。	No.39の回答を参照ください。
41	7	第1	1	(4).7).ウ	資源化物の取扱い	「7）事業者の収入 ウ資源化物の取扱い」に「市はSPCに対して、資源化物（破碎系の鉄類及びアルミ類）の品質を高める努力を促すインセンティブの支払いを想定している。」とありますが具体的な内容をご教示ください。	No.39の回答を参照ください。
42	7	第1	1	(4).7).ウ	資源化物の取扱い	資源化物の品質を高める努力を促すインセンティブの支払いを想定しているとのことですが、どのような努力に対してフィーの支払いが行われるのか具体的に御教示願います。	No.39の回答を参照ください。
43	7	第1	1	(4).7).ウ	資源化物の取扱い	資源化物の売却は市で行う予定となっていますが、搬出に係る積み出し作業は、貴市御指定の資源物回収業者の範囲と考えて宜しいでしょうか、御教示願います。	No.13の回答を参照してください。

実施方針への質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
44	9	第2	2	(1)	事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	予定価格は公表されるのでしょうか？また建設と運営でそれぞれ設けられるのでしょうか？	本事業の許容価格（予定価格）は落札者の決定後に公表します。また、本事業の許容価格（予定価格）は、事業全体の価格で設定します。
45	9	第2	2	(1)	事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	技術提案書と改善技術提案書がありますが、改善する内容とは要求水準を満たしていない内容と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	9	第2	2	(1)	事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	入札した時点で開札され、入札価格の結果はただちに公表されるものと理解してよろしいでしょうか。	入札の手続については、入札公告、入札説明書等の公表時にお示ししますが、入札価格の結果については、開札後に公表する予定です。
47	9	第2	2	(1)	事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	「平成23年6月 入札参加資格表明書の確認」の後、その時点での入札参加資格の有無の「通知」は、入札参加資格表明書を提出した事業者に対して、平成23年6月に行われると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	9	第2	2	(1)	事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	「平成23年7月 その他全般に関する質問回答の公表（入札参加資格を除く）」と「平成23年8月 技術提案書の受付」の間が1ヶ月程度しかありません。事業者は質問回答の公表結果を踏まえ、技術提案書をまとめることを考慮すると、非常に短期間での提案書作成となります。このため、「平成23年7月の全般に関する質問・回答」を、「平成23年5月及び6月の入札参加資格に関する質問・回答」と同時期に変更して頂けないでしょうか。また、質問・回答の機会を複数回設けて頂けないでしょうか。	及び については、入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。

実施方針への質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
49	9	第2	2	(1)	事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	「平成23年12月 落札者の決定」と「平成24年1月 特定事業契約の締結（仮契約）」の間が1ヶ月程度しかありません。さらに「P.16 (6)SPCの設立に関する要件」の「1）落札者は、仮契約締結までにSPCを岡山市内に設立すること。」に従い、SPC設立も同時に行うこととなると、非常に短期間での業務遂行となります。このため、「特定事業契約の締結（仮契約）」を平成24年1月から平成24年2月に変更して頂けないでしょうか。	変更できません。
50	9	第2	2	(1)	事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	技術対話については、開催回数は何回予定されていますでしょうか。 要求水準内容の確実な理解・協議のためにも複数回の開催にてご検討いただけるかご教示願います。	基本的には1回を予定しています。
51	9	第2	2	(1)	事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	12月に参加資格の審査とありますが、6月の参加表明書を確認する段階でその時点での参加資格は確認され、その後落札者を決定する段階においても資格を失っていないことを確認されるという意味でしょうか。 また「その他全般に関する質問」のご回答が平成23年7月ですが、平成23年8月の技術提案書の提出までの時間が短いため、質問のご回答を早めていただくか、技術提案書の受付を遅らせていただくかご検討いただけないでしょうか。	前段については、本事業の入札参加資格確認は開札日を基準として、入札参加資格確認対象者決定後に行います。ただし、参加表明書提出期限日を基準とする要件についてのみ、入札参加表明書と同時に確認します。 後段については、入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
52	9	第2	2	(1)	事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	要求水準書（案）の公表及び質疑等はどの時点で公表されるか御教示願います。	要求水準書（案）の公表については、想定しておりません。
53	9	第2	2	(1)	事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	予定価格の公表及び時期はどのようにお考えでしょうか、御教示願います。	No.44の回答を参照ください。

実施方針への質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
54	10	第2	3	(1)	入札参加者の構成等	「入札参加者の構成員は他の入札参加者の構成員になることはできない」とありますが、選定されなかった入札参加者の構成員が、選定事業者から下請等で本事業の業務を請け負うことは可能との理解でよろしいでしょうか。	建設事業者または運営企業の下請けになることは可能です。SPCから直接業務の委託を受ける者にはなれません。
55	10	第2	3	(1)	入札参加者の構成等	「また、運營業務において、SPCから直接業務の委託を受けることを予定するものは構成員とならなければならない」とありますが、想定されている業務の委託内容をご教示願います。	本事業の運營業務の内容は要求水準書に規定されません。事業者は要求水準を満たすため、廃掃法等の法令を遵守した上で、自ら判断してSPCから構成員への委託内容を決定してください。
56	10	第2	3	(1)	入札参加者の構成等	「また、運營業務において、SPCから直接業務の委託を受けることを予定するものは構成員とならなければならない」とありますが、委託の定義をご教示願います。	請負、委任及びこれらに類似する契約並びにこれらの混合契約をいいます。
57	10	第2	3	(1)	入札参加者の構成等	建設工事において共同企業体を結成する場合において、甲型、乙型の選択は事業者の判断でよろしいでしょうか？	甲型とします。
58	10	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等	運營業務においてSPCから直接業務の委託を受けることを予定する者は構成員とならなければならないとありますが、警備や保険等の部分委託先は対象外と考えて宜しいでしょうか、御教示願います。	SPCから直接業務の委託を受けることを予定するものは構成員とならなければなりません。運営企業から業務を受けることを予定する者は、構成員となる必要はありません。 なお、保険は委託には当たらないと考えます。
59	11	第2	3	(1)	入札参加者の構成等	建設事業者が複数の企業で構成される特定建設工事共同企業体となる場合、構成する者（代表企業を除く）全てがSPCに出資する必要はないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	11	第2	3	(1)	入札参加者の構成等	構成員のSPCの出資に関する制限等がございますか？（例えば最低限10%以上出資する必要があるなど）	代表企業については、SPCに50%超の出資をするとともに、50%を超えるSPCの議決権割合を有するものとします。

実施方針への質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
61	11	第2	3	(2)	各業務を行う者の要件	資格制限を満たしていない企業が構成員に入ることとは可能でしょうか？但しその場合は、その他の構成員で資格要件を満たしているものとします。	「実施方針 第2-3」を満たしていない者が構成員となることはできません。
62	11	第2	3	(2)	各業務を行う者の要件	1)・2)・3)・4)に定められた要件を満たしていれば代表企業1者での応募が可能であると考えられておりますがよろしいでしょうか。その場合貴市への入札参加資格有資格者名簿への登録は、建設工事において届出しておくことで要件を満足していると考えられてよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、業種、部門等は問わず、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規定に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿に登載されていればよいものとします。
63	11	第2	3	(2)	各業務を行う者の要件	1)2)3)4)の要件において「入札参加資格有資格者名簿に登載されていること」とありますが、対象部門「建設工事」のみの届出でも宜しいでしょうか。「コンサル」「役務」「物品」「食料品」等の届出は必要ないでしょうか、御教示願います。	業種、部門等は問わず、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規定に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿に登載されていればよいものとします。
64	11	第2	3	(2).1)	各業務を行う者の要件	「1）本施設の設計業務を行う者の要件」について弊社は、「ア建築士法第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること」との要件は満たしていますが、「イ開札日時点において・・・・有資格名簿（以下「特定調達名簿」という。）に登載されていること」との要件において、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿の建設工事部門には登載されていますが、測量・建設コンサルタント部門の入札参加資格有資格者名簿には登載されていません、その場合本施設の設計業務を行う者の要件を満たしていますでしょうか？	No.63の回答を参照ください。
65	11	第2	3	(2).1).1	1)本施設の設計業務を行う者の要件	イ 開札時時点において岡山市競争入札参加資格及び.....（略）に登載されていること。とありますが、部門を問わず有資格者名簿に登録があればよろしいのでしょうか？	ご理解のとおりです。

実施方針への質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
66	12	第2	3	(2).2).㍿	各業務を行う者の要件	建築工事業、清掃工事業に係る監理技術者資格者証を交付されていれば、1名（兼務）のみの配置で良いと理解してよろしいでしょうか。	本施設の建築物の建設業務を行う者は建築工事業に係る監理技術者を、プラントの建設業務を行う者は清掃施設工事業に係る監理技術者をそれぞれ専任で配置しなければなりません。 ただし、本施設の建築物の建設業務とプラントの建設業務を同一の者が行う場合で、両方の資格を有する監理技術者を配置する場合は、1名の技術者が兼ねることができます。
67	12	第2	3	(2).2).Ⅰ	2)本施設の建築物の建設業務を行う者の要件	工 開札時時点において、岡山市競争入札参加資格及び.....（略）に搭載されていること。とありますが、希望業種に建築一式工事業が登録されている必要があるのでしょうか？	No.63の回答を参照ください。
68	12	第2	3	(2).2).Ⅰ	各業務を行う者の要件	「2）本施設の建築物の建設業務を行う者の要件」において「工開札日時点において.....有資格名簿又は特定調達名簿に登載されていること」とありますが、希望業種の登録状況とは関係無く、建設工事部門に登録していればよいとの理解でよろしいでしょうか？	No.63の回答を参照ください。
69	12	第2	3	(2).2)	各業務を行う者の要件	建築物の建設業務を行なう者の要件で「建築工事を元請で契約し、」とありますが、建築工事とは、（ア）～（エ）を満たした建築工事を含む清掃施設の一括請負工事でも良いとの理解でよろしいでしょうか。	建築工事として発注されたもののみ認めます。
70	13	第2	3	(2).2).㍿	各業務を行う者の要件	「本市発注の建設工事において低入札価格調査基準価格未満で応札・・・」とありますが、本事業で低入札価格調査基準価格が設定されるのでしょうか。	本事業では、低入札価格調査基準価格を設定することは想定しておりません。

実施方針への質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
71	12	第2	3	(2).2).キ	低入札調査価格基準未満で応札した場合について	建設事業者の建設企業として参加して、低入札調査基準価格未満で落札した場合、岡山市建設工事低入札価格調査実施要綱の適用を受けるでしょうか。もし、適用されるのなら、第16条には当該入札に係る契約の履行が完了するまでの間、他の対象工事の入札に参加できないものとするがありますが、入札に参加できない期間は、P4にあります設計・建設期間中と解釈すればよいですか、または運営期間と解釈すればよいですか。ご教示ください。	本事業には岡山市建設工事低入札価格調査実施要綱は適用しませんが、入札価格が著しく低価格の場合には調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは落札者としなない場合があります。
72	13	第2	3	(2).3).ウ	各業務を行う者の要件	「3）本施設のプラントの建設業務を行う者の要件」において「ウ開札日時点において・・・・有資格名簿又は特定調達名簿に登載されていること」とありますが、希望業種の登録状況とは関係無く、建設工事部門に登録していればよいとの理解でよろしいでしょうか？	No.63の回答を参照ください。
73	13	第2	3	(2).3).I	本施設のプラントの建設業務を行う者の要件	エ 参加表明書の提出期限日において.....（略）元請で契約し、完成後引渡し完了した実績を有すること。とありますが、建設会社とのJVでの元請契約でも可と理解してよろしいでしょうか？	特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、構成員数が2社の場合は出資比率が30%以上、3社以上の場合は20%以上のものに限り、実績として認めます。
74	13	第2	3	(2).4).ア	本施設の運営業務を行う者の要件	ア 開札時時点において岡山市競争入札参加資格及び.....（略）に登載されていること。とありますが、部門を問わず有資格者名簿に登録があればよろしいのでしょうか？	ご理解のとおりです。
75	13	第2	3	(2).4).ア	各業務を行う者の要件	「4）本施設の運営業務を行う者の要件」において「ア開札日時点において・・・・有資格名簿又は特定調達名簿に登載されていること」とありますが、希望業種の登録状況とは関係無く、役務部門に登録していればよいとの理解でよろしいでしょうか？	No.63の回答を参照ください。

実施方針への質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
76	13	第2	3	(2).4).ウ	本施設の運営業務を行う者の要件	「20t/日以上処理能力を有するリサイクルプラザの運転管理業務を元請で契約し」とありますが、20t/日以上処理能力で破砕・選別設備を有した粗大ごみ処理施設並びにリサイクルセンター等についても資格要件を満足すると考えて宜しいでしょうか、御教示願います。	ご理解のとおりです。
77	14	第2	3	(2).4).I	各業務を行う者の要件	「4) 本施設の運営業務を行う者の要件」において、「エ 開札日時点において・・・本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として・・・」とありますが、この技術者については、運営開始後もSPCから委託を受ける運営企業に在籍していることよろしいでしょうか。	SPCに在籍（出向受入を認める）するものとします。
78	14	第2	3	(4).2).イ	入札参加表明の確認	建設実績における証明書類として、必要な書類をご教示ください。契約書および仕様が判別できるカタログ等で代用可能でしょうか。(ア)～(I)について、記載のある書類の提示が必要でしょうか。	入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
79	14	第2	3	(4).2).ウ		リサイクルプラザの建設実績を証する書類としては、契約書もしくは仕様が判別できるカタログでの提出でよろしいでしょうか。	入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
80	15	第2	3	(4).2).I		リサイクルプラザの運営実績を証する書類としては、契約書もしくは仕様が判別できるカタログでの提出でよろしいでしょうか。	入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
81	15	第2	3	(5).1)	参加資格の確認	入札参加資格確認基準日は開札日とするとなっていますが、P11(2)各業務を行なう者の要件の有資格者名簿及び特定調達名簿への登載は開札日時点となっています。入札参加表明の提出時に名簿に記載されれば良いと考えて宜しいでしょうか、御教示願います。	本事業の入札参加資格確認は開札日を基準として、入札参加資格確認対象者決定後に行います。ただし、参加表明書提出期限日を基準とする要件についてのみ、入札参加表明書と同時に確認します。

実施方針への質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回 答
82	16	第2	3	(6).1)	SPCの設立に関する要件	SPCの本店所在地をリサイクルセンター内とすることは可能でしょうか？	不可とします。
83	16	第2	3	(6).1)	SPCの設立に関する要件	「1) 落札者は、仮契約締結までにSPCを岡山市内に設立すること。」とありますが、本事業がDBOであることから、運営開始（平成27年1月）のおよそ6ヶ月前までにSPCを設立すれば十分な運営準備期間を確保できると考えます。また、設計・建設期間が2年9ヶ月と長期に渡ることを考えると、運営が開始されていないにも関わらず、仮契約締結～運営開始までの間にSPCの経費がかかり、事業費の増大につながります。したがって、基本協定書において、「SPC設立についての期日」、「運營業務委託契約の締結の期日」を別途定めることにより、SPC設立日から運営開始日の間を短縮して頂けないでしょうか。これにより、運營業務委託契約の協議も長期間で行うことができ、貴市と事業者がお互い十分に合意できた契約を結ぶことで、円滑な事業運営につながると考えます。	不可とします。
84	16	第2	3	(6).1)	SPCの設立に関する要件	「1) 落札者は、仮契約締結までにSPCを岡山市内に設立すること。」とありますが、本施設内にSPCの本店を設置することは可能でしょうか。本施設内に設置が可能な場合は、無償で設置できると考えてよろしいでしょうか。	不可とします。
85	16	第2	3	(6).1)	SPCの設立に関する要件	SPCの設置について、仮契約締結までに岡山市内に設置することとありますが、リサイクルプラザ完成後に施設内に移転することは可能でしょうか。その場合、無償貸与と考えて宜しいでしょうか、御教示願います。	不可とします。
86	16	第2	3	(6).2)	SPCの設立に関する要件	「SPCへの出資は落札者の構成員によるものとし・・・」とありますが、構成員の全員が出資する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	構成員の全員が出資する必要はありません。

実施方針への質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
87	16	第2	3	(6).2)	SPCの設立に関する要件	SPCについて、代表企業の100%出資で、他の構成員は出資しなくても良いでしょうか、御教示願います。	No.86の回答を参照ください。
88	16	第2	3	(6).2)	SPCの設立に関する要件	SPCの設立に際し、最低資本金の設定額をどのように想定されているか御教示願います。	入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
89	16	第2	4	(1)	技術提案の審査	「技術提案書を提出した入札参加者と技術対話を行い、その後、技術対話に基づく改善内容が反映された改善技術提案書を受け付ける。当該改善技術提案書について、学識経験者の意見を聴取した上で、あらかじめ定める落札者決定基準に基づき技術提案審査を行う。」とありますが、審査委員会は設置されるのでしょうか。審査委員会は公表されるのでしょうか。審査委員会は、技術提案書、技術対話、改善技術提案書における審査のすべてに関わるのでしょうか。	入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
90	16	第2	4	(2)	総合評価	入札予定価格は、入札公告時に公表されるものと理解してよろしいでしょうか。	No.44の回答を参照ください。
91	17	第2	4	(2)	総合評価	落札者評価基準項目は、入札公告時に公表されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	18	第3	3	(1)	モニタリングの実施	「モニタリングに必要な費用は原則として市が負担するものとし、・・・」とありますが、事業者が負担する場合はどのような内容かご教示願います。	事業者自らが行うセルフモニタリングに係る費用については、事業者の負担となります。
93	25	別紙-1			事業スキーム図	「協力企業」とありますが、協力企業の定義をご教示願います。	協力企業とは、落札者の構成員から、本事業に係る業務を請負又は委託を受ける者です。

実施方針への質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
94	27	別紙-3			契約締結リスク	「契約締結リスク」は、貴市の帰責事由、事業者の帰責事由であることが明記されていることから、上段は貴市の負担、下段は事業者の負担とすべきだと考えますが、双方において貴市と事業者の従分担の負担とした理由をご教示下さい。	契約締結リスクについては、お互いが契約関係に入る前であるため、一方当事者が他方当事者に契約上の責任を追及できるものではありません。ただし、契約締結に向けての信義則上の義務が生じている可能性があります。この義務違反に対する請求には一定の困難が想定されることから、その場合のお互いの請求権を放棄することにより債権債務が生じないものとし、手続きの便宜を図ることが必要と考えられます。このような理由から両者とも従分担との記載をしています。なお、このような場合にお互いの債権債務を生じさせない原則を基本協定に規定する予定です。
95	27	別紙-3			契約締結リスク	議会を含む市の事由により契約が結べない時の事業者側リスク()とはどのような内容でしょうか、御教示願います。	No.94の回答を参照ください。
96	27	別紙-3			環境保全リスク	環境保全リスクの負担者が事業者となっていますが、事業者の帰責事由がある場合に限るものと理解してよろしいでしょうか。	市に原因がある場合に限り、市の責任となります。
97	27	別紙-3			既存施設への影響リスク	「既存施設への影響リスク」において、「事業者の事由による周辺既存施設の影響に関するもの」とありますが、具体的にはどのような事例を想定されているか、ご教示下さい。また、「第三者賠償リスク」との違いをご教示下さい。	前段については、周辺既存施設の運營業務等に影響がある又は当該施設そのものの損壊等が考えられます。 後段については、第三者とは周辺既存施設の関係者を含み、特定事業契約の当事者以外の者をいいます。「第三者賠償リスク」とは、この第三者に対して損害を与えた場合の賠償リスクをいい、上記既存施設への影響リスクを含みます。

実施方針への質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
98	27	別紙-3			第三者賠償リスク	第三者賠償リスクの負担者が事業者となっていますが、事業者に帰責事由がある場合に限るものと理解してよろしいでしょうか。	運営段階については、ご理解のとおりです。設計建設段階については、市の「工事の施工に伴う第三者損害に係る補償要領」に基づくものとします。詳細については、入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
99	28	別紙-3			一般的損害リスク	一般的損害リスクの負担者が事業者となっていますが、事業者に帰責事由がある場合に限るものと理解してよろしいでしょうか。	市に原因がある場合に限り、市の責任となります。
100	28	別紙-3			性能リスク	性能リスクの負担者が事業者となっていますが、事業者に帰責事由がある場合に限るものと理解してよろしいでしょうか。	市に原因がある場合に限り、市の責任となります。
101	28	別紙-3			運転・保守リスク	事業者が善良なる管理者の注意義務違反を犯したか否かの判断は、どのように行なうのでしょうか、御教示願います。	市が客観的事情に照らし、社会通念により判断します。
102	28	別紙-3			施設・設備損傷リスク	施設・設備損傷リスクの「事故・火災等による修復等にかかる費用増大に関するもの」の負担者が事業者となっていますが、事業者に帰責事由がある場合に限るものと理解してよろしいでしょうか。	市に原因がある場合に限り、市の責任となります。
103	28	別紙-3			施設・設備損傷リスク	「施設・設備損傷リスク」において、「事故・火災等による修復等に係る費用増大に関するもの」については、「事業者の帰責事由による事故・火災等による修復等に係る費用増大に関するもの」との明記をお願いします。	本リスク分担表は、原則を示しているに過ぎません。したがって変更はしません。なお、事故・火災等による修復等に係る費用増大に関するものであっても原因が市にある場合には市が負担することになります。

実施方針への質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
104	28	別紙-3			施設・設備損傷リスク	「事故・火災等による修復等に係る費用増大に関するもの」が事業者負担となっていますが、事業者の善良なる管理者の注意義務をもっても排除できない場合でも事業者の負担とお考えでしょうか、御教示願います。	事業者が善良なる管理者の注意義務を果たしている限り、責任が生じることはありません。
105	28	別紙-3			施設・設備損傷リスク	「警備の不備による第三者の行為によるもの」が事業者負担となっていますが、事業者の善良なる管理者の注意義務をもっても資源化物の盗難被害が発生した場合、事業者が貴市に対し賠償する形となるのでしょうか、御教示願います。	事業者が善良なる管理者の注意義務を果たしている限り、責任が生じることはありません。
106	28	別紙-3			ごみ量・ごみ質変動リスク	規定を著しく逸脱した場合、事業者への対価として固定費と変動費についてそれぞれどのようなようになるのでしょうか？	本入札の重要な前提条件が変動した場合で、その変動が著しい場合であって、かつこれにより事業存続が危ぶまれる場合には協議に応じます。 なお、著しいの判断は市となります。
107	28	別紙-3			ごみ量変動リスク	ごみ量変動リスクについて市及び事業者が負担者となっていますが、事業者のリスク負担範囲を具体的にご教示下さい。また、事業者のリスク負担は事業者に帰責事由がある場合に限るものと理解してよろしいでしょうか。	本入札の重要な前提条件が変動した場合で、その変動が著しい場合であって、かつこれにより事業存続が危ぶまれる場合には協議に応じます。 なお、著しいの判断は市となります。 後段については、市に原因がある場合に限り、市の負担となります。
108	28	別紙-3			ごみ質変動リスク	ごみ質変動リスクについて市及び事業者が負担者となっていますが、事業者のリスク負担範囲を具体的にご教示下さい。事業者のリスク負担は事業者に帰責事由がある場合に限るものと理解してよろしいでしょうか。	本入札の重要な前提条件が変動した場合で、その変動が著しい場合であって、かつこれにより事業存続が危ぶまれる場合には協議に応じます。 なお、著しいの判断は市となります。 後段については、市に原因がある場合に限り市の負担となります。

実施方針への質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
109	28	別紙-3			ごみ量変動リスク ごみ質変動リスク	「ごみ量変動リスク」「ごみ質変動リスク」において、ごみ量・ごみ質ともに「著しく逸脱した場合」とは、どの程度の範囲であるかをご教示下さい。ごみ量の変動については、「著しく逸脱した場合」でも「著しく逸脱しない場合」でも、事業者が要求水準を満たした処理を行えば、「P.7 イ本施設の運営業務に係る対価」の「変動料金」において、貴市より対価が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。ごみ量・ごみ質ともに「著しく逸脱した場合」は、ユーティリティ費などの「変動料金」のみならず、人件費や修繕費などの「固定料金」の費用増大等も考えられますが、これはどちらも貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	<p>については、著しくの判断は、客観的事情に照らし、社会通念により市が判断します。</p> <p>については、処理量に応じて、変動料金を支払います。</p> <p>については、本入札の重要な前提条件が変動した場合で、その変動が著しい場合であって、かつこれにより事業存続が危ぶまれる場合には協議に応じます。なお著しいの判断は のとおりです。</p>
110	28	別紙-3			ユーティリティに係るリスク	事業者起因する施設内の事故・故障の場合のみと考えるよろしいでしょうか？	市に原因のある場合に限り、事業者負担とはなりません。
111	28	別紙-3			ユーティリティに係るリスク	「ユーティリティに係るリスク」において、「電気、水道等のユーティリティの事故・故障等による費用増大、運転停止に関するもの」とありますが、事業者の帰責事由でない場合は、貴市の負担と考えるよろしいでしょうか。	市に原因のある場合に限り、市の負担となります。
112	28	別紙-3			ユーティリティに係るリスク	電気、水道等のユーティリティの事故・故障等に対するリスクについて、事業者の業務範囲内による原因の事故・故障等については事業者のリスクですが、事業者の業務範囲外の要因によるものについては、貴市のリスクという理解で宜しいでしょうか、御教示願います。	市に原因のある場合に限り、市の負担となります。

実施方針への意見回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
1	5	第1	1	(4).4)	事業期間終了時の措置	「事業者は、事業終了時に市の定める引継ぎ時における本施設の要求水準を満足する状態で、市に引継ぐ」とあります。「引継ぎ時における要求水準」の設定においては、性能保証値の確認など、明確な判断が可能な条件とし、考え方の齟齬が生じないように配慮が必要であると考えます。	ご意見として承ります。
2	5	第1	1	(4).4)	事業期間終了時の措置	提案者による差異が生じないように事業期間終了時の具体的な要求水準内容をご教示下さい。	入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
3	7	第1	1	(4).7).1	事業者の収入	SPCへの委託料の御支払サイトについて、本事業の安定的継続を目的として、毎月の御支払を要望致します。	ご意見として承ります。
4	7	第1	1	(4).7).1	事業者の収入	委託料の改訂の指標とする物価指数については、本事業において物価変動の影響を受ける費用項目を考慮して、可能な限りきめ細かく設定する事が可能として頂けるよう、要望致します。	ご意見として承ります。
5	7	第1	1	(4).7).ウ	事業の内容	「市はSPCに対して、資源化物（破碎系の鉄類及びアルミ類）の品質を高める努力を促すインセンティブフィーの支払いを想定している」とありますが、支払い費用の設定については、事業者が品質を高めるために投下する費用の回収が見込める費用設定としていただくようお願いします。	ご意見として承ります。
6	7	第1	1	(4).7).ウ	資源物の取り扱い	インセンティブフィーの支払い方法・仕組みについて要求水準書等においてご明示願います。	実施方針の質問回答No.39の回答を参照ください。
7	7	第1	1	(4).7).ウ	資源物の取り扱い	事業者の努力を促すために、インセンティブフィーの対象の資源化物には、空きびん、ペットボトル及び古紙・古布を含めて頂く事を要望致します。	ご意見として承ります。

実施方針への意見回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
8	9	第1	2	(1)	事業者の募集及び選定スケジュール	スケジュールに質問回答の予定がありますが、他の類似物件において、質問に対し「 のとおりとする」や「契約後別途協議します。」という回答されるケースがあります。契約後のトラブルを避けるためにも明確な回答をいただけるようお願いいたします。	ご意見として承ります。
9	9	第2	2	(1)	事業者の募集及び選定スケジュール	平成23年7月その他全般に関する質問回答の公表（入札参加資格を除く）から、平成23年8月技術提案書の受付は期間が短いように考えます。質問回答内容を待って計画する内容も多いと想定しますので、技術提案書の受付まで約2ヶ月間は確保していただきたくお願いします。	ご意見として承ります。
10	9	第2	2	(1)	事業者の募集及び選定スケジュール	スケジュール及び設立要件にSPCの設立は仮契約締結予定の平成24年1月なっていますが、運営事業の契約時期を運営開始前に変更いただけませんか。この間SPCは休眠状態となるにもかかわらず、その維持コストが必要となるためです。	左記の変更は考えておりません。
	16	第2	3	(6)	SPCの設立に関する要件		
11	10	第2	3	(1)	入札参加者の構成等	「また、運營業務において、SPCから直接業務の委託を受けることを予定するものは構成員とならなければならない」とありますが、委託業務は環境測定業務等の多岐にわたります。また、事業期間中に事業者が委託業務の委託先を変更する場合もあるものと考えます。したがって、入札参加時点から委託業者を決定し、全てを構成員とすることは困難と考えます。	ご意見として承ります。
12	13	第2	3	(2)	3)本施設のプラントの建設業務を行う者の要件	エ 参加表明書の提出期限日において.....（略）元請で契約し、完成後引渡し完了した時実績を有すること。とありますが、リサイクルセンターの入札ではJV設立が条件となっているところも多く、建設会社とのJVでの元請契約でも実績として可とすべきと考えます。	実施方針の質問回答No.73の回答を参照してください。

実施方針への意見回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
13	16	第2	3	(6)	SPCの設立に関する要件	SPCを設立することで、設立費用等の負担が増す場合もございます。SPCを設立するか否かは入札参加者が選択できる柔軟な方式をお願いします。	S P C 設立については、必須とします。
14	16	第2	3	(6).1).1	SPCの設立に関する要件	「SPCを岡山市内に設置すること」とありますが、事業の負担軽減のために、SPCの本店登記場所として本施設および建設工事事務所も可とすることが望ましいものと考えます。	S P C の本店登記場所として本施設及び建設工事事務所にすることは不可とします。
15	16	第2	4	(2)	総合評価	採点基準、採点方法は可能な限り明瞭にさせていただき、入札公告時に公表願います。	入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
16	17	第2	4	(6)	著作権	「公表、展示・・・市はこれを無償で使用できるものとする」とありますが、技術提案書等の内容によっては入札参加者のノウハウが含まれる場合もあると考えます。 使用に際しては「事業者と協議のうえ」と条件をつけることが必要と考えます。	ご意見として承ります。
17	23	第8	2		情報公開及び情報提供	情報公開の対象が明記されていませんが、内容によっては提案書のノウハウや機密に関わるものがあることから、公開対象範囲については協議事項としてくださいますようお願いします。	ご意見として承ります。

実施方針への意見回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
18	24	様式第1号			Microsoft Word 2003読取	様式についてエクセル、ワード等の電子データを掲示いただきますようお願い致します。	入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
19	26	別紙-2			計画地案内図	事業期間中、市は計画地を事業者は無償で貸与していただくようお願いします。	計画地については、本事業の用に供する限りにおいて、市は事業者は無償で使用させることを想定します。
20	27	別紙-3			法制度リスク	法令変更は事業者でコントロールできないリスクです。事業者で負担するリスクには十分な配慮が必要と考えます。	ご意見として承ります。
22	27	別紙-3			法制度リスク	法制度リスクは事業者でコントロールできないリスクです。リスクヘッジのための事業費の増大を避けるために、市でのリスク負担とすることが望ましいものと考えます。	ご意見として承ります。
23	27	別紙-3			法制度リスク	本事業に直接関係する以外の法制度のリスクが事業者負担となっていますが、そもそもリスクが発生するのは本事業において直接関係するからであるととらえられるため本項目の必要性を感じられません。よって本項目を政治リスクと同様一本化願います。	ご意見として承ります。
21	27	別紙-3			税制度リスク	税制変更は事業者でコントロールできないリスクです。事業者で負担するリスクには十分な配慮が必要と考えます。	ご意見として承ります。
24	27	別紙-3			税制度リスク	税制度リスクは事業者でコントロールできないリスクです。また、利益に課せられるものについても事業収支計画に影響を及ぼします。リスクヘッジのための事業費の増大を避けるために、市でのリスク負担とすることが望ましいものと考えます。	ご意見として承ります。

実施方針への意見回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
25	27	別紙-3			税制度リスク	事業者の利益に課せられる税制度に関するリスクが事業者負担となっていますが税制度に関わるリスクは想定しうるものではないため、貴市負担としていただくようお願いします。	ご意見として承ります。
26	27	別紙-3			物価変動リスク	物価変動は事業者でコントロールできないリスクです。事業者で負担するリスクは、事業収支計画に大きな影響が生じないよう事業収益規模に見合ったアロワンスの設定に配慮することが必要と考えます。また、物価変動の判断指標の設定においては、事業者の意見を反映するなど適切な指標の設定が必要と考えます。	入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
27	27	別紙-3			物価変動リスク	一定範囲内のリスクが事業者側になっていますが、一定範囲内の定義を明確化いただき、定義を超える物価変動が生じた場合には、別途協議の上、清算いただけるよう基準の設定をお願いします。	入札公告、入札説明書等の公表時にお示しします。
28	28	別紙-3			運転・保守リスク	搬入するごみに処理不適物混入が増加することによって、選別人数の増加等による費用負担が必要になった場合、事業者は搬入業車及び一般持ち込み車への指導には限界がある為、貴市による協力を含め、リスクについて従分担を要望致します。	ご意見として承ります。
29	28	別紙-3			施設・設備損傷リスク	「警備の不備による第三者の行為によるもの」とありますが、事業者の善良なる管理者の注意義務をもっても排除できない場合については、貴市のリスク負担も考えて頂くよう要望致します。	実施方針の質問回答No.105の回答を参照してください。
30	28	別紙-3			施設・設備損傷リスク	事故・火災等によるリスクを事業者負担としていますが、事業者の運営上の不備によらないものは免責としていただきますよう見直しをお願いします。	実施方針の質問回答No.104の回答を参照してください。

実施方針への意見回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
31	28	別紙-3			ユーティリティに係るリスク	設備外での電気、水道等ユーティリティの事故・故障等による費用増大については事業者に帰責するものではないため、貴市にてご負担いただくようお願いいたします。	実施方針の質問回答No.111の回答を参照してください。
32	28	別紙-3			施設の健全性リスク	施設の健全性リスクの負担者が事業者となっておりますが、運営期間終了後に施設の性能を確認する方法及び基準（要求水準）を予めご教示下さい。また、市側は一定の支障がない限り、施設の経年劣化等を受け入れていただくようお願いいたします。	実施方針の質問回答No.5の回答を参照してください。